徳島県中学校長会会則

第１章　　総　　則

第１条　本会は、徳島県中学校長会という。

第２条　本会は、徳島県内の公立中学校長を会員とする。

第３条　本会は、徳島県各郡市中学校長会の連合体とする。

第４条　本会は、会員相互の連絡提携をはかり、もって県下中学校教育の振興を期することを目的とする。

第５条　本会は、会務を処理するため徳島県教育会館内に事務局を置く。事務局規定は別に定める。

第２章　　事　　業

第６条　本会は、第４条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１．教育上の諸問題の研究調査とその実践

２．学校経営に関する研究調査とその実践

３．主務庁および全日中その他諸団体との連絡交渉

４．会員相互の親和

５．その他本会の目的達成に必要な事項

第３章　　役　　職　　員

第７条　本会に次の役職員をおく。

会長　１名　　副会長　若干名　　理事　１７名以内　　監事　２名

事務局長　１名　　事務長　１名

第８条　役職員の任務は次のとおりとする。

１．会長は会務を総理する。

２．副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

３．理事は理事会を構成し、会務の審議ならびに処理に当たる。

４．事務局長は会長の指示により、会務の企画、運営に当たる。

５．事務長は、事務局長の指示により会務を処理する。

６．監事は会計を監査する。

７．書記を置くことができ、事務長の指示により会務を処理する。

第９条　会長、副会長、監事、事務局長は総会で選出する。

第10条　理事は、各郡市中学校長会会長・県中学校校長会会長・県中学校長会事務局長とする。

第11条　役職員の任期は１か年とする。ただし再任してもよい。

第４章　　会　　議

第 12 条　本会運営のため次の会議を開く。

１．総　　会　　年１回以上
２．研　修　会　　年１回以上
３．理　事　会
４．役員研修会
５．役員連絡協議会

第 13 条　総会は会員の過半数の出席を要し、議決は出席会員の多数決による。ただし、緊急やむを得ない事情で総会を開催できない場合は、理事会の決議をもってこれにかえることができる。

第 14 条　この会の会議は次のとおりとする。

理事会は第 10 条の理事をもって構成し、議決は理事定員の過半数による。
役員連絡協議会は理事・県中学校体育連盟会長・県中学校教育研究会会長・県中学校文化連盟会長・県中学校人権教育研究会会長をもって構成する。
ただし、理事以外は適宜必要に応じて出席するものとする。

第 15 条　本規約を変更するときは、総会の決議を要する。

第５章　　会　　計

第 16 条　本会の経費は会費および寄付金その他による。

第 17 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附　　則

１．本規約は、昭和２５年６月１６日から有効とする。
２．本規約は、昭和３８年６月１９日に一部改正
３．本規約は、昭和４５年５月２７日に一部改正
４．本規約は、昭和５５年４月２１日に一部改正
５．本規約は、昭和６１年４月２１日に一部改正
６．本規約は、昭和６３年４月２５日に一部改正
７．本規約は、平成　６年４月２５日に一部改正
８．本規約は、平成　７年４月２４日に一部改正
９．本規約は、平成１１年４月１９日に一部改正
10.　本規約は、平成１８年４月２４日に一部改正
11.　本規約は、平成２９年４月２８日に一部改正
12.　本規約は、令和　２年４月２４日に一部改正